獣医師職　平成２９年８月２４日実施

集団討論の課題

　平成28年度、全国9道県12農場166.7万羽に高病原性鳥インフルエンザの発生が見られ、大きな被害をもたらしました。

　高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、養鶏産業及び国民への鶏肉・鶏卵の安定供給などに大きな影響を及ぼし、また、海外では、家きん等との接触に起因する本ウイルスの感染による人の死亡事例も報告されています。

　また、低病原性鳥インフルエンザウイルスは、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れる恐れがあります。なお、海外では高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されています。

　このことから、伝播力の高い高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの国内での清浄性を維持・確保するには、家きんの所有者と行政機関等が連携の上、「発生予防対策」「まん延防止対策」を実施し、実効ある防疫体制を構築していかなければなりません。

　国、府、家きんの所有者の立場に立ち、発生予防対策、まん延防止対策について、グループとしての意見をまとめてください。